平成２７年（フ）第７１４号
広島市安佐北区可部東２丁目３番１号
破産者　濵路　　豪
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
広島市中区江波西１丁目27番８―201号　松岡アパート
破産者　すし善こと　山本　修三
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８号
福岡市早良区星の原団地15番204号
破産者　佐伯美枝子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４７号
福岡市博多区吉塚３丁目５番50―608号
破産者　柴田　範広
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２７１号
福岡市東区和白東１丁目20番13―503号、前住所福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―110号
破産者　外野　　等
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０６号
福岡県古賀市花鶴丘３丁目18番10　エクセル花鶴Ｂ―２号
破産者　白石　良子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２０２号
札幌市南区南沢５条４丁目１―24　コーポ多田105号室　小長谷方、住民票上の住所札幌市中央区南11条西１丁目５番16―717号
破産者　横尾　英昭
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０２４号
神奈川県大和市西鶴間２丁目26番６―612号
破産者　石上　香苗
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６３号
神奈川県高座郡寒川町田端277番地２　スカイプレイス202号
破産者　加藤　竜二
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７９号
神奈川県鎌倉市腰越４丁目４番５号
破産者　土田　和子（旧姓山ノ上）
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９９号
神奈川県茅ヶ崎市中島869番地メゾンド・ウルミエール103
破産者　中澤　祐馬
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０５号
横浜市戸塚区舞岡町3685番地　向陽荘102号
破産者　飯田理美子
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４号
北海道帯広市緑ケ丘２条通４丁目６番地７　梶澤方、開始決定時の住所栃木県小山市大字粟宮2359番地６
破産者　乳井　寛幸
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第７１号
群馬県前橋市山王町２丁目18番地２
破産者　谷内　　博
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１００号
栃木県足利市南大町3321番地３
破産者　永吉貫一郎
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１０１号
群馬県太田市東新町48番地１　グラン・ソレイユＡ―101号
破産者　永吉　秀則
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第９１号
広島市西区己斐上２丁目53番８号
破産者　田村千代惠
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９号
宮城県多賀城市伝上山４丁目11番27号
破産者　青山　　守
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
山形県酒田市亀ケ崎４丁目５番６号　コーポサンフラワー101号、前住所山形県酒田市北新橋２丁目４番地の６　シティーハイツＦ号
破産者　大森　　文
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部